

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和2年2月定例会
(2月14日)

令和2年2月協議会
(2月14日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和2年2月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2月14日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第1号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分 賦割合について	5
日程第 4 議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	8
日程第 5 一般質問	15
会議時間の延長	35
閉 議	37
管理者挨拶	37
閉 会	37

令和2年2月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和2年2月14日（金曜日）

出席議員（15人）

1番	山内崇仁	議員	2番	細谷浩	議員
3番	小山久利	議員	4番	田邊寛治	議員
5番	平形薫	議員	6番	山畑祐男	議員
7番	山口宗一	議員	8番	南千晴	議員
9番	安力川信之	議員	10番	中澤広行	議員
11番	茂木弘伸	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	会計管理者	遠藤成宏
監査委員	中澤康光	監査委員長	灰田幸治
事務局長	藤岡孝広	消防長	福田浩明
消防本部長	石坂勝義	消防本部長	星野光一
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 環境センター長	吉田浩
清掃センター長	永井茂久	消防本部長	角田泰紀
消防署長	山田知巳	総務課長	石田徹
事業課施設係長	横手和敏	企画財政係長	
		消防本部長	原澤武志
		総務課庶務係長	

事務局職員出席者

書記長	大 畠 重 喜	書記	入 澤 仁
書記	町 田 直 哉	書記	加 藤 茉 規

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年2月14日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第1号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
 - 第 4 議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算
(提出者説明、質疑、討論、表決)
 - 第 5 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午後2時

議長（石倉一夫議員） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。
います。

これより令和2年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

なお、杵淵全路事業課管理係長から欠席の届け出がありました。

開 議

午後2時

議長（石倉一夫議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（石倉一夫議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（石倉一夫議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（石倉一夫議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番、平形薫議員、9番、安力川信之議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長（石倉一夫議員） 日程第3、議案第1号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第1号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案関係議案書1ページをお願いいたします。令和2年度におきます関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合同規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するため、分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容を申し上げます。3ページをお願いいたします。令和2年度関係市町村負担金分賦割合であります。内容は、昨年と同様の内容であります。負担金分賦割合の（1）、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は、夜間急患診療所に係る運営費、火葬場・斎場に係る運営費、借地費であります。

（2）、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分は、ごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し尿処理施設に係る運営費であります。

（3）、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は、消防救急に係る経費であります。

（4）、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は、救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他（1）、（2）及び（3）に該当しない経費であります。

備考欄及び5ページ以降の議案第1号参考資料1、2につきましては、ごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番、小池議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 負担金分賦割合について質問をいたします。

この問題につきましては長い経過がございまして、以前は10箇町村で行っていて、そしてそれが合併によりまして8箇町村だったのが3箇町村になりました。そして、そのときに均等割が10%で、それで利用者割が90%では吉岡町、榛東村が高くて困るということで、これを94%まで何とかやっとなら、96%まで、均等割を6%までやっとなら持ってきたのです。今説明があったようにこの中で、それぞれの経費区分の中で、起債償還に係る経費だとか、消防については4%なのですけれども、均等割が、このものについては均等割が6%なのです。できれば消防と同じように4%ぐらいにして、残りの96%を経費区分、いわゆる利用者割にするということがそれぞれの、どちらかという人口の一番小さい榛東村については均等割が4%になれば負担も随分下がるのだと思うのです。その辺の協議というのは、管理者間でどの程度されたのか。そしてまた、管理者が、いや、このままでいいのだよという考えでいるのかどうか、その辺についても、管理者の意見、また副管理者の意見というものもお聞きをしたいと思います。私は吉岡町の議員ですけれども、この数字ですと、やはり吉岡町が負担する均等割6%、たかが6%といいますが、6%というのは多いのではないかと。本来であれば、これは皆さんで使った分だけお支払いしようというのが私は妥当な数字ではないかというふうに思いますけれども、この点について、それぞれ管理者、副管理者もおりますので、その中で、これは規約の中で毎年その都度決めるとなっていますから、この数字でいいですかということで議会の議決、同意を求めているわけなのですけれども、それについてどのような協議があって、またそれぞれの管理者、副管理者がどのような考えを持っているかについてお尋ねをするものであります。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 私のほうから負担金の分賦割合の経過についてご説明をさせていただきます。

ただいま小池議員のほうからお話があったとおり、負担金分割賦割合につきましては、まず平成18年度の市町村合併により負担金分割賦割合の見直しを行ったところがございます。このときについては、均等割10%、それ以外は90%というふうなことで協議がされたところです。ただし、激変緩和措置としまして、平成18年度から平成22年度の5年間は、均等割6%、利用者割、搬入量割、消防費基準財政需要額割、人口割及び引受延べ戸数割というふうなことで、このときについては農業共済事業がありましたので、それが含まれていて、それを94%としました。その後、平成19年度、均等割、それ以外については同様の10%、90%ということであったところですが、その中で特に消防、救急に関わる経費については、平成19年度から平成23年度の5年間、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%となったところであります。以降、平成22年度までは平成19年度と同様で推移しまして、平成23年度になりまして均等割10%、それ以外が90%

ということで変わりませんが、この中で激変緩和措置として平成23年度から平成25年度の3年間について、消防、救急に係る経費を除いて、均等割6%、利用者割、搬入量割、人口割を94%としたところでございます。その後、平成24年度に均等割10%、それ以外90%というふうな中で、ただし激変緩和措置として平成23年度から平成25年度の3年間、消防、救急に係る経費を除いて、均等割6%、利用者割、搬入量割及び人口割を94%としました。なお、消防、救急に係る経費については、平成24年度から平成25年度の2年間、均等割4%、消防費の基準財政需要額割を96%としたところであります。なお、平成26年度に改めて協議がなされ、現在の負担金分賦割合であります負担金というふうなことで激変緩和措置は廃止されたところであります。

以上が負担金の分賦割合の経過となっております。

議長（石倉一夫議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 市町村の負担金の分賦割合については、今事務局長から答弁申し上げましたとおり、いろいろな経過があって今日に至っていると思います。これは、必ずしも固定をしているものでもありませんので、いろいろな議論、意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 吉岡町においては、事務局のほうから提示を受けて、妥当であるということでした。ただ、先ほどの小池議員からの意見等もございまして、今後の検討課題とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） ただいま小池議員のほうから質問がありました。これは、本当にいいときに、先ほどは渋川市長のほうからこれから検討してまいると力強い言葉がありましたので、私もこれについては賛同しております。皆さんもご存じのとおり、この負担割合とかいろいろなものについては、現渋川市が合併するとき6市町村で合併しました。残りは榛東村、吉岡町ということでありました。そのときに、まず私が考えていたのは、初めに事業をするときに8市町村で、それで均等割を幾つにしましょうということを決めてずっと来たと思います。我々のほうの話としては、6つが合併したのだから、6つの均等割分、相当分をやったらどうですかと私意見をさせてもらいました。これについてこれから検討してくれるということなので、私はいいのではないかと。人口割とか、あるいは搬入量割とか、人口、今吉岡町は大分動いております。榛東村もどうか現状を維持している。人口とかそういうのが変化すれば、その変化したのに対してやるのが私は当たり前というように、吉岡町が増えたり、榛東村が増えたりしても、それはやむを得ないということで考えております。これから3市町村でいろいろ検討していくらしいので、本当に大いに私は期待しております。

議長（石倉一夫議員） 14番、小池議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 今3者そろって、特に真塩副管理者におきましては、負担金分賦割合については本

当に大騒ぎをして、やっと10%を何とか6%まで下げたという経過があって、そのことはやっぱりよく当事者としても認識しているところだというふうに思います。また、管理者のほうからもそのようなことも協議していきたいという見解もありました。先ほど事務局長のほうから話がありましたように、これは聞いてみたら平成23年が最後で、そしてまた平成26年度に再協議はしたけれども、またそのまま続いているということでもありますから、やはり時代も変わってきました。ニーズも変わってきております。また、広域組合そのものがなくてはならないものになっておりますので、それぞれの自治体が、いや、どうもそれうちのほうが割食しているというようなことがないように、そういう意味におきましてはこの数字、どういう数字がいいのかというのは、それはやっぱり全てのもが使ったら使った分だけ払うという建前で私行っていくのが公平な行政だと思っております。平成26年度から、平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、もう5年たっていますよね。ですから、答弁もいただきましたけれども、その見直し、今ここで議決をしているというのは、規約の中に負担金分賦割合については毎年議決をするというふうなところが出てきているのです。そういうのもありますから、ぜひともこれまでの慣習とかそういうのにとらわれず、決めるときというのはちゃんと事務局のほうからそれを提案をして、皆さんの意見というものを相互でよく聞いて、これからそういうふうな形で進めていけるように特にお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（石倉一夫議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長（石倉一夫議員） 日程第4、議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前年踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性等を観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情が厳しい状況にある中において、本組合予算の財源の8割以上が市町村負担金であることを認識し、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設の補修工事及び消防庁舎建設など緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和2年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ30億6,607万4,000円で、前年度当初比621万2,000円の減となります。減額の主な要因は、最終処分場維持管理事業、運動場管理事業の減によるものであります。

次に、主な事業について申し上げます。ふるさと市町村圏事業では、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して広域だよりの発行等を実施いたします。

救急医療事業関係では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、引き続き夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。また、老朽化が進む火葬炉等の補修工事を計画的に実施いたします。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましても、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設設備の計画的な補修工事を行います。令和2年度は、清掃センターの汚泥供給ポンプ補修工事、環境クリーンセンターのし尿貯留槽2塗装工事等を予定しております。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、災害対応特殊救急自動車及び資機材搬送自動車の更新を行います。消防車両及び装備の更新等については計画的に行い、効率的、効果的な事業の執行に努めてまいります。また、消防指令システムを中間更新し、機能強化を図ります。

消防庁舎建設等事業では、老朽化した消防庁舎の建設について、災害対応機能の維持、向上を目指し、計画的に実施してまいります。令和2年度は、消防署東分署の用地購入及び基本設計等を実施いたします。

以上、令和2年度の一般会計予算について提案理由を申し上げます。なお、詳細につきましてはこの後事務局長及び消防長から説明を申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いいたします。令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計の予算は、次に定めるところによりたい

と思います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,607万4,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいと思います。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によりたいと思います。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合はここに記載したとおり定めたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。これは、清掃センターの地元、五輪平協議会に対する処理施設周辺整備事業交付金に係るものであります。令和2年度から前回と同額を交付しますが、債務負担行為の期間は令和3年度から令和11年度まで、限度額は2,700万円とするものであります。

第3表は地方債であります。起債の目的欄1行目、消防自動車整備事業は、本署、資機材搬送自動車の更新に係るもので、限度額は1,430万円であります。地方債は、一般事業債で、充当率は起債対象額の90%であります。

2行目、救急自動車整備事業は、本署の災害対応特殊救急自動車の更新に係るもので、限度額は1,560万円であります。地方債は、一般補助施設整備等事業債で、充当率は起債対象額の90%であります。

3行目、消防指令システム機能強化整備事業は、共同設置している消防指令センターの消防指令システムの機器を中間更新するため、事業費負担金に係るもので、限度額は2,580万円であります。

地方債は、緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100%であります。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

合計の欄、起債の限度額は5,570万円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は款、項、目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額26億8,068万6,000円で、前年度に比べ2,508万2,000円、0.9%の増であります。主な増額の理由は、消防職員人件費に係る消防費負担金の増及び衛生債、消防債の元金償還に係る公債費負担金の増によるものであります。

2款使用料及び手数料2項手数料は2億59万4,000円で、前年度に比べ937万円、4.5%の減であります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄最下行、事業系一般廃棄物処理手数料1億8,153万円は、前年度に比べ927万円、4.9%の減であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。説明欄1行目、家庭系一般廃棄物処理手数料1,650万円は、

前年度と同額であります。

3目消防手数料255万5,000円は、前年度に比べ8,000円、0.3%の増であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目消防費国庫補助金1,481万8,000円は、前年度に比べ1,481万7,000円の増であります。1節消防費補助金、説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、災害対応特殊救急自動車、高度救命措置用資機材購入に係る補助金であります。

4款県支出金1項委託金1目消防費委託金58万6,000円は、前年度に比べ3万3,000円、5.3%の減であります。1節消防費交付金、説明欄の事務処理特例交付金は、群馬県知事より権限委譲され、事務処理に対する県からの交付金であります。

5款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金355万2,000円は、前年に比べ147万5,000円、29.3%の減であります。主な減額の理由は、1節利子及び配当金、説明欄2行目、ふるさと市町村圏基金利子の減によるものであります。

2項財産売払収入1目1節物品売払収入154万円は、消防車両等の更新に伴い、車両3台の売払いを見込んだものであります。

7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,141万円は、清掃センターの焼却施設維持管理事業、環境クリーンセンター管理事業及び消防庁舎建設事業に充当するものであります。

2目ふるさと市町村圏基金繰入金384万7,000円は、ふるさと市町村圏事業費に充当するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金は、前年度同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項雑入4,135万7,000円は、前年度に比べ1,451万4,000円、26.0%の減であります。主な減額の理由は、群馬県消防学校への派遣に係る職員給与費負担金の皆減及び有価物売払収入の減によるものであります。説明欄2行目、有価物売払収入2,608万9,000円は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破碎不燃物の売払収入を見込んだものであります。4行目、再商品化委託返戻金816万円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されるものであります。5行目、高速自動車道救急業務支弁金527万4,000円は、関越自動車道における救急業務に対し、出場件数、人口係数等により算定されるもので、東日本高速道路株式会社から支払われるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第3表、地方債において説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で主なものをご説明させていただきます。1款議会費137万6,000円は、前年度に比べ8万3,000円、6.4%の増であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、給与、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降各款におきまして同様の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明させていただきます。初めに、職員数については、職員180人、再任用職員8人、パートタイム会計年度任用職員4人、合計192人で、前年度に比べ職員は4人の増、再任用職員は2人の減及びパートタイム会計年度任用職員は法改正による4人の増であります。職員人件費は、児童手当を除き、総額で14億2,170万5,000円、前年に比べ2,814万5,000円、2.0%の増であります。主な増額の理由は、職員数の増による給与、手当、共済費の増及びパートタイム会計年度任用職員に係る報酬等の皆増であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。説明欄下から3段目、人事給与システム事業は、人事及び給与管理に関するソフト等の借上料が主なものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。説明欄2段目、派遣職員給与費は、構成市町村からの派遣職員の給与等の負担金であります。

3段目、財務会計システム事業は、システム使用料が主なものであります。

4段目、庁舎管理事業は、組合庁舎を維持管理するための経費であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費702万4,000円は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業で、前年に比べ392万5,000円、35.8%の減であります。主な減額の理由は、情報機器等整備事業の減によるものであります。説明欄1段目、広報事業は、組合事業の情報提供やPRのため、圏域内の各世帯ごとに対し、年1回広域だよりを発行いたします。

2段目、防火活動推進事業は、圏域住民の防火意識の高揚を図るため、防火啓発用ポスターの購入及び防火ポスターの募集を行います。

3段目、広域イベント助成事業は、渋川青年会議所が開催いたします広域駅伝大会に補助金を交付し、圏域住民の交流を図ります。また、圏域住民の安全、安心を守る消防団の活動支援を目的に、群馬県消防協会渋川支部に補助金を交付します。

4段目、グリーンフラワー事業は、関係市町村が実施する緑化事業及び花いっぱい事業に対し助成を行います。

5段目、情報機器等整備事業は、事務局、消防本部のサーバー等の保守管理、パソコン等の計画的更新を行い、事務の効率化を図ります。

22ページ、23ページをお願いいたします。3款衛生費1項1目保健衛生費3,611万8,000円は、前年度に比べ41万円、1.1%の減であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として、休日における内科、外科及び耳鼻科の診療に対し渋川地区医師会に補助するものであります。

2段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川・北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

3段目、病院群輪番制病院事業は、2次救急医療として5病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

2目夜間急患診療所費2,807万8,000円は、初期救急医療体制として毎夜間午後7時から11時までの間、内科、外科及び小児科の診療を行うための経費で、前年度に比べ14万6,000円、0.5%の減であります。説明欄2段目、夜間急患診療所管理事業、4行目、委託料は、診療業務委託等であります。

3目火葬場・斎場費6,302万9,000円は、しらゆり聖苑に係る経費で、前年に比べ84万7,000円、1.4%の増であります。主な増額の理由は、火葬炉等補修工事費の増であります。説明欄、しらゆり聖苑管理事業は、組合と指定管理者の責任分担に基づき、組合が負担する経費であります。1行目、修繕料は、機械、電気設備等20万円を超える修繕に係る経費であります。4行目、指定管理料は、平成31年度から令和5年度までの5年間のうちの令和2年度分に係る指定管理料であります。5行目、借地料は、緑地帯に係る民地の借上料であります。6行目、工事請負費は、火葬炉の良好な運転を保つため、計画的に火葬炉等補修工事を行うものであります。最下行、施設用備品は、竣工時より設置されている電話機システム及び台車

運搬車を更新するものであります。

2項清掃費1目ごみ処理施設費7億5,802万円は、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ456万8,000円、0.6%の減であります。主な減額の理由は、精密機能検査業務委託料の減によるものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。説明欄2段目、清掃センター管理事業、5行目、修繕料は、機械、電気設備の修繕を行うものであります。7行目、手数料は、排煙測定、ダイオキシン類測定及び放射性物質濃度測定等を行うものであります。9行目、委託料は、清掃センター運転管理業務のほか、施設保守管理に係るものであります。下から2行目、工事請負費は、計画的に行っている不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事を行うものであります。最下行、施設用備品は、管理棟及び工場棟、リサイクルセンターで使用する電話機設備15台の更新を行うものであります。

最下行、焼却施設維持管理事業は、26ページ、27ページをお願いいたします。説明欄1行目、消耗品費は、主にダイオキシン類削減対策等に係る薬品であります。2行目、修繕料は、計装設備流量計の交換を行うものであります。3行目、委託料は、焼却灰等の運搬業務、塩化水素濃度計等保守点検業務及び中央監視制御装置等の保守点検に係るものであります。4行目、工事請負費は、計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。また、新たに汚泥供給ポンプ補修工事を行います。

1段目、粗大施設維持管理事業、説明欄1行目、委託料は、可燃性ガス検知機等保守点検に係るものが主なものであります。2行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。

2段目の埋立施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。4行目、工事請負費は、小野上処分場水処理施設の補修工事を行うものであります。

3段目、最終処分場維持管理事業、1行目、消耗品費は、エコ小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。3行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。

4段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務に係る委託及び施設の保守管理に係るものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業費800万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、前年度と同額であります。

3目し尿処理施設費1億5,599万円は、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べ1,472万9,000円、8.6%の減であります。主な減額の理由は、修繕費、工事請負費の減及びし尿処理施設運転管理業務委託を競争入札に移行したことによる減であります。

28ページ、29ページをお願いいたします。説明欄1段目、環境クリーンセンター管理事業、1行目、消耗品費は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る薬品等であります。5行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕及び破碎機等の修繕を行うものであります。9行目、委託料は、し尿処理施設の運転管理業務委託のほか、沈砂等の運搬、処分の業務に係るものであります。下から2行目、工事請負費は、酸素製造装置等の定期的な補修工事及び新たにし尿処理の関係の貯留槽の塗装工事を行うものであります。

4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運

営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で、169万8,000円は前年に比べ7,000円、0.4%の増であります。

以上で歳出の1款から4款までの説明は終わらせていただきます。5款消防費につきましては、消防長のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） それでは、引き続き5款消防費についてご説明申し上げます。

同じく28ページ、29ページをお願いいたします。1項消防費1日常備消防費は14億3,306万2,000円で、前年度に比べ6,567万9,000円、4.8%の増であります。主な増額の理由は、職員人件費、消防共同指令センター運営事業の増によるものであります。

30ページ、31ページをお願いいたします。説明欄3段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校入校、消防大学校専科教育及び職員の資格取得研修等の経費であります。

4段目、救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習に係る経費であります。

5段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行うものであります。

32ページ、33ページをお願いいたします。1段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点検及び車検等の経費であります。

2段目、業務用備品管理事業、5行目の事業用備品は、消防用ホース、化学防護服、墜落制止用器具及び空気ボンベ等の購入に係るものであります。

3段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するため、防火衣等の更新を行うものであります。

4段目、救急事業、1行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品、消毒薬品等に係るものであります。3行目の医薬材料費は、傷病者に対するもので、各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係るものであります。4行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託等であります。

6段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金であります。

34ページ、35ページをお願いいたします。2目消防施設費は8,789万5,000円で、前年度に比べ4,839万2,000円、35.5%の減であります。減額の理由は、消防本部空調施設の改修に伴う施設改修事業の皆減、消防自動車等購入事業における車両購入費の減によるものであります。

説明欄1段目の消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき老朽化した災害対応特殊救急自動車及び資機材搬送自動車を更新するものであります。

2段目、消防庁舎建設等事業、3行目の測量設計委託料は、消防署東分署建設工事基本設計業務委託等を行うものであります。4行目の調査委託料は、消防署西分署、北分署の耐震診断業務委託を行うものであります。5行目の用地購入費は、消防署東分署新庁舎建設に伴う拡張用地の購入を行うものであります。

以上で5款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 続きまして、6款からご説明申し上げます。

34ページ、35ページをお願いいたします。中段になりますが、6款教育費1項保健体育費1目体育施設費は、渋川地区広域圏の運動場の運営管理に係る経費で54万9,000円、前年度に比べ481万4,000円、89.8%の減であります。主な減額の理由は、運動場内にあるプールを令和元年度より休場したことに伴う運営経費の減によるものであります。

説明欄1段目、運動場管理事業、下から2行目の委託料は、運動場広場の維持管理を地元川島自治会に委託することに係るものであります。

7款1項公債費1目元金は3億2,681万円で、前年に比べ1,151万7,000円、3.7%の増であります。説明欄、元金償還金は、組合債27件分に係るものであります。

2目利子は728万9,000円で、前年度に比べ144万1,000円、16.5%の減であります。説明欄2段目、利子償還金は、組合債31件分に係るものであります。

36ページ、37ページをお願いいたします。下段になりますが、8款1項予備費は前年度と同額の500万円であります。

なお、38ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、ごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 一般質問

議長（石倉一夫議員） 日程第5、一般質問を行います。

申し合わせ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内とします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席でお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

諸施設の契約について。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

契約についてお尋ねをするものであります。諸施設のこれまでの契約と今後の契約ということで、消防関係は除くということで伺います。

まず、各諸施設の契約状況についてお示しをください。これにつきましては、先日聞き取り調査によりまして内容は示してありますので、よろしくをお願いいたします。その中で、しらゆり聖苑、旧小野上処分場、エコ小野上処分場、榛東村の埋立処分場の水質管理ほか、し尿処理施設の今後の計画についてもお尋ねします。それから、清掃センター、焼却場、これらの契約についてもお尋ねをするものであります。

あとにつきましては自席にて質問いたします。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 小池議員からの質問に答弁をさせていただきます。

諸施設の契約というふうなことで、現状の契約の状況について施設ごとに私のほうからご説明をさせていただきますと思います。

初めに、清掃センターにおきます運転管理業務につきましては、令和元年度より随意契約から入札に契約を移行して行ったところであります。過去における随意契約としましては、ごみ処理施設についてはメーカーごとに仕様や設計思想が異なる特殊な施設であることから、その施設での運転経験と技術の蓄積が安定した安全稼働には欠かせないというふうなことから随意契約を行ったところです。それから、単に搬入されたごみを焼却炉に投入しているだけではなく、ごみ質や季節に応じて全ての連動する機器の調整や入念な点検が必要となっていることから、競争に適さない契約という観点で当該業務の内容、性質、目的等、諸般の事情を考慮して判断すべきと考えているところでございます。

なお、廃棄物処理法では委託業務が適切に遂行されるように配慮しているものであり、一般廃棄物の収集、運搬、処分の公平性に鑑み、経済性の確保を要請するよりも、業務の適切な遂行を重視しているところであります。このことから、業務の質や安定性、相当の経験を有する業者を契約相手とし、一般廃棄物の適正な処理の確保を行うことが重要と考え、今まで競争入札に適さないという判断を行い、随意契約をしてきたところであります。ただし、令和元年度より清掃センターの運転管理業務につきましては、それから令和2年度より環境クリーンセンターの運転管理業務については、入札に移行することができましたというふうなことで、今後も業務の質や安定性を確保し、他施設においても圏域住民の目線に立って厳格

に見直しを行いたいと考えているところでございます。

それから、し尿処理施設でありますクリーンセンターの現在の契約ですが、これについては現在のところは特命随意契約として行っているところでございます。渋川地区広域圏環境クリーンセンターの運営管理の業務委託について、現在これについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定によるところと、同法施行令第4条第1項第1号において「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」というふうな規定があることから、現場の状況等に精通し、運営管理上必要とする資格を有し、また各施設の機器整備等の運営経験及び知識を持ち、管理体制が整っている業者ということで地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号の規定により1名による随意契約としていたところでございますが、この環境クリーンセンターにつきましても本年度一般競争入札による契約を行いまして、令和2年度以降について運営管理業務について行うこととなったところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それでは、順次質問しますけれども、旧小野上処分場、水質管理をタクマテクノスが行っておりますけれども、この契約、今後の見通しというのはどうなっておりますか。

議長（石倉一夫議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 旧小野上処分場の水処理については、現在タクマテクノスが行っているところでございますが、エコ小野上処分場の運営管理業務についても令和2年度中に運営管理業務を行える業者の選考を行う中で、令和3年度に向けて運営管理業務の中に小野上処分場の水処理業務を含めた運営管理業務委託というふうなことで、現在の随意契約から入札による方法により移行を考えているところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 今エコ小野上処分場についても、これまでこれは共和化工が行っておりますけれども、だんだん慣れてきたらこれも共和化工ではなくて、また一般競争入札で行えるような話もあったかと思うのですけれども、エコ小野上処分場、共和化工がやっている施設についてはいかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） エコ小野上処分場ですが、平成26年12月に完成した処分場でございますが、浸出水処理施設での水処理につきまして、平成29年9月より稼働を開始しているところでございます。本年度までの水処理稼働率は、設計処理水量に対しておおむね70%となっており、ある程度安定稼働状態が確保できるようになりました。このことによりまして、令和2年度中に入札を行い、令和3年度からの受託業者の決定を考えているところでございます。現在競争入札に向けまして、運営管理業務委託可能な業者の選定等の準備を行っているところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 水処理施設については分かりました。

それから、契約ということでエコ小野上処分場の契約では、これつくった際、契約では2度の増額補正

で約1億円が増額されました。終わった工事を変更設計して増額したり、任意仮設工事で増額できないものを増額したり、工期3日前に二千数百万円の増額補正をしたり、考えられない増額補正がなされました。このことも大きな問題ですけれども、本日はこの問題はまた後に行うということとし、スラグ問題をお聞きしたいと思います。エコ小野上処分場ではスラグ採石が使用された記録がありますけれども、実態はどうか何回もただしてきましたけれども、使用されていません、全てバージン材ですとの回答をし続けてきました。もし入っていたなら事業者の責任において片づけさせると、このように言っていました。これは、契約の中身と違うではないかということですから。大同特殊鋼株式会社では、角田議員の質問に対しまして、搬入記録がありますというふうに回答をしておりました。というのは、スラグ鉄工採石がエコ小野上処分場に入っていましたよという記録がありましたというふうに回答をしております。それから、角田議員がまたこれも県に対しまして情報開示請求で、エコ小野上処分場にスラグ採石をしたその経過があるだろうということで質問状を出したところ、エコ小野上処分場に983台のRC、いわゆるスラグ鉄工、大同特殊鋼株式会社が出すのですから、スラグ鉄工採石が983台搬入されたという記録が残っております。このことからいいましても、スラグが入っていることは明らかだというふうに思います。私どもの主張は、必ず入っている。しかし、請負業者や搬入業者、また広域組合の職員は入っていないとの主張です。調査をすれば明らかになることでもありますけれども、広域組合の管理者としてしっかり白黒をつけることが私は大事だというふうに思っております。広域組合として直接調査をして、なければ全くないということですから、それは白黒がはっきりつきます。私は、お互いが入っているのだ、入っていないのだという主張をしているよりも、そうであれば調査してみると、調査してみようというふうに、管理者がその気になれば、それでスラグが入っているか入っていないかというのは明らかになることなのです。契約というのは、これは以前の契約でありますけれども、私は契約についてということで質問をしていますから。そしてまた、現在この質問が引きずられておまして、議会の中におきましても、小野上の最終処分場にスラグが入っているか入っていないかということで、またこの契約に関しての調査特別委員会も設置をされているところであります。私は、この問題というのは、管理者がでは広域組合として皆さんが心配されるところを調査しましょうと言って、そこでなければ何でもないことなのです。しかし、搬入記録があったり、これは県の書類ですから、これがしっかり出ているわけですから、そういう疑いがある以上は、このエコ小野上処分場にそういうものが入っていれば困るわけですから、市長がでは調査してみましようと言え、私はこの問題は大きく前進すると思っておりますけれども、管理者、いかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） エコ小野上処分場のスラグの問題、このことについても随分長い間いろいろな議論が重ねられてきたと認識をしております。議会においても調査特別委員会をつくって、今検討されていると伺っております。そういったことも含めて、必要であればまた調査についても検討してまいりたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 以前にも管理者から、必要であれば調査を検討するということなのですが、そんなにお金かからないです。ですから、そういう心配、私たち心配のおそれがある。しかし、これまで

の広域組合の、いつも答弁するのは事務局長、代々ですけれども、事務局長のほうでは、これまでの事務局長は入っていないと。もしも入っていたら、それは全量片づけさせますというふうに言っているのです。だけれども、まだ入っているのだから入っていないのだからはっきりしない。しかし、そういうおそれがあるのであれば、管理者、そこを調査して白黒はっきりつけば、もうその部分については、管理者、はっきりするのですよ。ですから、検討しますということではなく、ここでそういう懸念があるのだったらその疑いを晴らしましょうということではいかがでしょうか。管理者が調査しますよということであれば、私はそれで大きく前進し、片がつく問題だと思えますけれども、曖昧さを残すのではなくて、管理者が調査しますというふうに言っていたらそれで白黒はっきりしますから、そうすれば私たちはもうそれに従うわけですから、いかがでしょうか。しますと言っていましたか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 重ねてのご質問でありますけれども、そういった疑念があるということ私も承知しておりますので、そういった疑念ができるだけないように、調査が必要であればしっかりと調査をしております。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それでは、必要が私はあると考えておりますので、市長は先ほどよりも一歩進んだ回答というふうに思っていますので、必ず必要になるという時期が来ると思っていますので、早急に調査をしていただくことをお願いをいたしまして、次の問題に移ります。

榛東村の埋立処分場の水質管理につきましても、私は今度請け負ったタクマテクノスが水質管理をしているというふうに聞き及んでおりますけれども、そして月に2回ほど調査をしているというふうに伺っております。調査機関が替わって、まずその調査結果、方法は同じでやっていると思うのですけれども、会社が替わったら水質が変わるということはあってはならないと思えますけれども、水質というのは会社が替わっていかがでしょうか。水質の検査結果はどうなっているのでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ご質問の榛東処分場の水質検査の関係ですが、議員がおっしゃるとおり、今運営管理業務を委託しておりますタクマテクノスにより現在定期的に分析を行っているところでございます。なお、この結果につきましては、ホームページ等でも公開しているところであります。なお、検査結果でございますが、環境基準を満たす結果が常時記録されているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 環境基準を下回っている、そういうものは大事ですけれども、成分と数値の変化があったかどうか。環境基準を下回っているということですが、分かる範囲で結構ですけれども、まずは変化があったのか、前の業者と。業者が替わったら、ある部分が増えて、ある部分が少なくなったとか、その数値の変化。環境基準を下回っているにしても、ではどの程度まで、ぎりぎりなのか、それとも全く問題のない範囲なのかということ調べていると思えますので、その結果をお伝えください。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 水質検査の分析結果ですが、今確認したところ、手元の資料では平成26年度から運転管理が替わって、検査が替わったのは、タクマテクノスさんは令和元年からというふうなことです、平成26年から令和元年にかけて、全て検査結果はおおむね今までと変わらない結果というふうなことで、基準値以内というふうな結果が出ているところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 数値はさほど変わっていないと、水質基準にも適応しているということなのですが、その数値というものはどの程度のものなのか。高いところにあるのか、低いところにあるか。全く問題ないところにあるか、それとももう少しで排出基準を上回るとか、そういう懸念があるかと、そういうことを聞いているのですけれども、それはいかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 検査結果ですが、ここでお示しされている数値は、定量限界値というふうなことで、基準されない程度の中での基準値というふうなこととなっているところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） この問題については、私は以前にもこの議会で質問をしておりますけれども、これは水質管理だけの問題ではなく、処分場としてスラグが使用されたことが問題となりまして、一部は撤去されましたけれども、問題は残っております。真塩副管理者も、広域組合としても考えていただきたいという、そういう旨を話していた経過がございます。時代も過ぎ、榛東村最終処分場として過去に袋ごとそのまま捨てていたことを知らない方も多くいると思います。以前におきましては、昭和40年代だったとは思いますが、この五輪平の処分場ができる前は、その以前は榛東村の今ある創造の森のところへ毎日、これも8箇町村のごみが、まさに今だと考えられないですけれども、袋のままとか形があるままでどんどん、どんどんみんな穴を掘って投げ入れて、そこでやっぱり気になるのが、それが一定以上入ると風が吹いて飛ばされたりするものですから、上に砂をかけるのです。それが砂ではなくてスラグだったというふうに言われる方もたくさんいるのです。だから、スラグを置いて、その上にまた残飯というか、ごみを置いて、これはいわゆる暫定5品目と言われる、生ごみであろうが、木であろうが、草であろうが、何でも構わず入れて、またスラグを入れてという、それもサンドにしていって、どんどん、どんどん高く積み上げていって、そしてその一番上のところに二、三十センチあるでかいスラグがその上に乗っていたのです。それで、そのところを今度は、恐らく真塩副管理者が副管理者になる前だったと思うのですが、以前の村長があそこをキャンプ場にしましたのです。だから、あそこはごみを捨てる場所の搬入路だったのです。そこに大きなスラグが捨てられていて、そしてそのところが問題になって、誰かが片づけたようでもありますけれども、この広域組合の中でもそのことがあって、広域組合としてあそこを捨場にしている、もしもそういうものがまだまだあるということであれば、この広域組合も当然責任があるのだということで私は、それは当然皆さんもあると思います。ということなので、今の現状どうなっているのか。以前のときは、真塩村長はそういうことで広域として考えてもらえればありがたいという回答を、私

議事録を読み直したらそういうことが書いてありました。しかし、その問題は今もまだ、それから10年以上たって、ほったらかしの状態になっておりますけれども、このことは吉岡の副管理者もまだ知らないことだと思うし、また高木管理者も知らないと思いますけれども、この件については真塩副管理者が、当然榛東村の村長ですから、このことはよく知っていると思います。このことにつきまして、広域に今望むもの、どうしてほしいか、このままでいいのか、できるものならスラグの調査だけはしてくれとか、何とか考えてくれというような考えがあればぜひともここでお示しをいただきたいと思うのですけれども、真塩副管理者、いかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） ただいま小池議員のほうから話がありました。これは、私自身、もう15年、16年前の話です。これについては、その当時は、先ほど小池議員も言われましたけれども、あのままで、生のままで入れて、それがまだ基準には達していたということだと思います。しかし、あのものを見て、あの臭い、そしてあのガスを見て、本当に榛東村はずっとこのまま我慢していくのですか、水源でもあるのですよということで、十五、六年前に言わせてもらいました。あれをできれば掘って、今のようにきれいにしたものをまた入れてもいいのではないですかというお願いもしましたけれども、これは通りませんでした。そのためにあそこの下で水質とかそういうものを調査しているわけですから、何もなければそこを調査するあれだけの施設は要らないわけですので、そういうことから絶対あるのではないかなというように懸念をしております。今からでも私はそれやってもらいたいという思いは、村民のことを考えるとやっぱり同じ意見でございます。しかし、そういう中においてスラグの問題もありました。創造の森について、今日は職員もよく聞いておけということで傍聴に来させておりますけれども、この内容について、スラグ、確かに入っているのではないかな。出入口とかそういうものについては全て、協定ですね、それで全部やってもらいました。きれいにしております。ただ、それでいいのか。その中になぜ六価クロムが入っているのでしょうか。六価クロムが出ているのです。だから、逆にやってくれたのではないかなと思います。六価クロムって本当に人間にどのぐらい害があるか。これは早急にやってもらったのですけれども、これが大分中にまだ入っていたりすると、私も十五、六年前に戻りたい、そういう強調はしたいというように思います。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 今真塩副管理者が話したように、あの処分場ができて間もなく、あそこから赤い水が出るというので地域で大きな騒ぎになったということを私は聞いております。ですから、何でもなければ今になってあそこでずっと、もう終わってから何十年もたって、月に2回と言いましたかね、1回か2回は必ず水質管理を、水を見ているのです。何でもなければ水質管理もする必要もない。しかし、そういう危険なものが入っているかもしれないという事実がある以上は、私はやはりもうこれは榛東村だけの問題ではなくて、広域組合として行ってきた事業でありますから、そういうもしも懸念があるのなら、そういう懸念を早く広域組合として取り除こうということで、私はあそこの調査をすべきだというふうに、管理者、思うのですよ。曖昧にしないで、それが広域の本来の姿だと思うのですよ。やはり広域圏全体の住民の健康、生命、財源を守るとするのが仕事だと思うのです。ですから、副管理者が言ったようにそうい

う懸念を持たれているということですから、ぜひとも広域組合として調査をすべきだというふうに思いますけれども、管理者、いかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 一番大事なことは、地域住民に健康被害が出ないということが一番大事だと思います、この問題につきましては。過去にどういう経過で今の状態になっているかということも改めてよく検証して、そして副管理者、真塩村長ともよく協議をしながら調査をしてまいりたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 大変前向きな回答をいただきまして、私もよかったというふうに思っております。ぜひともそういう形で調査をして、また結果次第でそれなりの対応をしていただければというふうに思っております。

それでは、清掃センターの契約についてお尋ねをするものでありますけれども、この問題につきましては先ほど回答もありましたけれども、高木管理者になりまして、私に言わせれば今までのあしき慣習として続いてきた随意契約の見直しによりまして、競争入札に変え改善されたことは大きく評価をするものであります。

そこでお伺いしますけれども、昨年度の競争入札によりまして、おおよそ4,000万円を越す減額となりましたけれども、ではこれは対前年比でどのぐらいの減額になったか、まずお示しをしていただきたいと思えます。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 業務委託につきまして、入札に移した結果、平成30年度との比較で、税抜き金額ですが、4,434万円、前年度対比では約20%の減額を収めることができたところです。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） これまで丸太運輸とおおよそ20年間の随意契約を行ってきました。適正に契約を行っていたならば幾ら損をしないで済んだか計り知れません。単純には計算できませんけれども、20年といえれば四二が八で8億円かなという数字も出てきますけれども、単純には計算をしないで、しかし私は大きな損失をしていたというふうに思います。

それでは、入札を行って20%の減になったということでありまして、平成31年ですよね。平成31年に入札を行いましたけれども、その入札を行ったときに丸太が入れたいわゆる入札の札、幾らだったのか。要するにその前の年は、丸太の随契ですから、丸太の随意契約では幾らだったのか。そして、平成31年今度は随意契約から競争入札にしますよとあって、丸太が示した、入れた札、入札価格は幾らでしたか。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 入札によりまして群馬丸太運輸株式会社が応札した金額につきましては、1,568万5,000円というふうな金額で応札したところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 1,568万5,000円というのは、掛ける12ですよ、これ月ですから。これ1年にすると幾らになりますか。1年だと幾らですかというこの応札。その前の年に丸太が広域組合と随意契約を行った金額は幾らですかというふうに私は聞いているのです。

議長（石倉一夫議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） それでは、応札による1年間の金額を先に申し上げます。入札により丸太が応札した金額による1年間の金額は、1億8,822万円であります。その前の随意契約により行った段階での年額については、2億1,222万円となっているところでございます。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 皆さんも今聞いていたと思うのですけれども、分かるでしょう。随意契約のときには2億1,000万円で随意契約を結んでいるのです。しかし、今度入札にしますよといったら1億8,800万円です。これだけ安くして、月200万円ですって。月200万円安くして、2,400万円安くして、自分のところでこれですとやって入札したのです。これ結果は、もっと安いところがあったから取れませんでしたけれども。こういう数字が出てきたのです。そのことを広域組合は、以前私何回も、本当に10年も前から言っています、おかしいではないかと、競争入札にすべきだと。だけれども、どうしても、いや、それ随契約のほうがいいのですと。随契約でないと支障を来すとか、もう機械が古いからほかの業者ではできないのだから、そういう理由なのです。だけれども、できているではないですか。だから、私はあしき慣習と言っているのですけれども、どこかで何らかの強い力が加わらなければこういうことってないのですよ。また、あつてはならないことなのです。そういうことがずっと続いていたのです。ですから、私たちの見る目というのは、いろいろな広域組合の工事とかなんとなかになると全てそういう疑いの目で見ると。ただ、そもそも議員というのは疑いの目が何にもないで、執行の言うことが正しゅうございましょうと言っていたら、このところに議員なんて要らないのです。議員は、みんなそれを疑いの目で見ると、だからおかしな点、疑問点が見えてくるわけでしょう。今こういうふうに皆さんが示したように、この数字を見てもまた職員の皆さんは自分で納得するではないですか。もしかしたらこのことで、安くしやがってなんていって市長を恨む職員はいないでしょうね。私は、そのことを聞きたいのですよ。そうでなければ、こんなことが長く続くはずがないのですよ。そういう認識をしっかりとっていただきたい。これからまだまだ広域組合といたしましてもいろいろな諸事業がございまして。これは、今回はほんの一例。しかし、大きなことでした。一事が万事ということもあります。管理者制度というのは、前は広域組合も理事制度でした。理事制度というのは合議なのです。合議で、それで理事長が決定権を持つというので、合議でなければ物は進まなかった。だから、全て過去にはみんな議事録があったのです。議会でも管理者会議の議事録を求めたことがあります。その中で管理者が、管理者会議の中の言葉であったのです。議員なんて分かりやしないのだから、俺たちがこれでいいと決めてしまえばそれでいいのだよということが、理事会の中で管理者がそういうこと言っているのですから、それが管理者会議ですよ。そういう思いで管理者が議員というものを見ていたのです。議員なんか分かりやしないのだから、こっちがこうだと言えば分からないのだから大丈夫だよと、そういうことが本当に議事録に残っているのです。理事制度がなくなって管理者になると、今度は管理者というのは、副管理者もいますけれども、管理者というのは絶

大な権限持つのです。当然副管理者の意見も聞きますけれども、管理者が決定権を持つと、理事制度で合議制の中で理事が皆さんの意見を聞いて決めるのとは違うのです。私先ほどちょっと手帳を調べていました、一部事務組合は法律上どうなっているのかなというのを見たら、理事制度でも別にいいのです、無理に管理者にしなくても。そのどちらがいいかは、その中で管理者、副管理者が十分に協議をする場があって、管理者が皆さんの意見を尊重して、それが進められていけば、私は一切問題のないことだと思うのです。しかし、以前にはそういうおごった理事さんもおられましたから、そんなことだと広域行政というのは回っていかないだろうなという思いがあったものですから、今こんなことを話したのですけれども、ぜひとも管理者、副管理者、最後になりますけれども、これから広域行政を進めるに当たって様々な契約等もあると思いますから、そういう中で管理者、副管理者の今後の広域行政の進め方についての決意をお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質問にお答えをいたします。

一部事務組合ということで、渋川地区広域市町村圏振興整備組合も地方公共団体の一つであります。地方公共団体の使命は、市民の付託を受けてしっかりと市民の利益を上げると。そして、安全、安心な暮らしを守っていくということが使命だと思っています。そういう中であって、契約の問題も長くいろいろなことがあったようでもありますけれども、最少の経費で最大の効果を上げることが地方自治法にも記載されてありますとおり原則であります。そのことをしっかりと踏まえていろいろな事務を進めていかなければならないと思っています。予断を持たず、そして前例にこだわらず、そのことをしっかりと基本に置いて契約事務等も進めてまいりたいと思っております。私も就任して、大きな金額で多くの数の随意契約があるなということは感じておりました。ただ、一方で、しっかりとした品質は確保しなければならないと思いますので、品質を確保しながら競争性をしっかりと入れて、最少の経費で最大の効果を上げられるようにしてまいりたいと思っております。まだまだ随意契約で競争入札に移行できるものもあると思いますので、これからもそれは進めていきたいと思っております。

議長（石倉一夫議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 小池議員の質問のとおり、適正な管理運営に向けて、管理者を助け、また合議を一緒にしていきたいと思っております。よろしく願います。

議長（石倉一夫議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） ただいまの質問でございますけれども、先ほど市長のほうからありました。真塩村長と相談する、その一言でございます。

議長（石倉一夫議員） 以上で14番、小池春雄議員の一般質問を終了いたします。

休 憩

午後3時46分

議長（石倉一夫議員） 休憩いたします。

会議は、4時に再開いたします。

再 開

午後4時

議長（石倉一夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順序により、エコ小野上処分場建設に伴う検証について。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 角田喜和です。通告に基づいて一般質問を行います。

エコ小野上処分場建設に伴う検証についてであります。この小野上処分場建設に伴う検証についての質問は、今回で3回目になります。交付金事業及び組合単独事業との関係につきまして、まず質問をさせていただきます。渋川広域組合と瑞穂建設を筆頭とする3者による共同企業体が工事請負契約を結び、平成26年12月に完成をいたしました。公有施設であります。契約は、議会が3度にわたって契約をしております。まず、当初契約、2012年11月30日、30億9,435万円。2回目が2014年7月25日、31億6,258万4,400円、増額議決分は6,823万4,400円。3回目が2015年12月19日、これで31億9,143万1,200円、増額議決分は2,884万6,800円であります。2回の変更議決が行われました平成24年、この処分場建設が持ち上がった当時から国における循環型社会構築のための交付金事業と説明がされてきました。この中で、エコ小野上処分場については交付金事業で行われたということを確認を取りたいと思いますが、この辺を1点目で伺っておきます。よろしくお願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 吉田事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） エコ小野上処分場建設工事ですが、環境省の循環型社会形成推進交付金事業を活用しまして、平成22年から基本設計等に着手しまして、平成26年度まで実施した事業です。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そうしますと、循環型社会形成推進交付金の補助事業ということで理解していいですね。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 質問のとおり、循環型社会形成推進交付金事業でございます。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そうしますと、この事業について、先ほど一番最初に申し上げましたが、合計金額で31億9,143万1,200円、この3分の1が交付金として国からの補助金という考え方でいいのですよね。お願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 循環型社会形成推進交付金事業ですけれども、計画年度からおおむね5年で行いまして、交付限度額は本件工事業の事業につきましては交付対象経費の3分の1となっております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そうしますと、建設工事ですよね。建設工事に関する交付金は幾らになっていきますでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 本工事の交付対象経費、総額ですけれども、31億7,680万1,000円となっております、3分の1の金額に当たります10億3,589万3,000円となっております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 対象額については、10億3,589万何がしだということでありました。この中でちょっと確認を取りたいのですけれども、いいですか。この関係については、私も住民監査請求を起こして裁判を持っていました。もうこの裁判については結審してありますから、これでどうこうという問題ではないので、確認を取りたいのですけれども、この中で、裁判の中で、実は単独事業があるのですという話になりました。以前の一般質問のときにも行いましたけれども、その中で浸出水処理施設の一部だと、それから太陽光発電だということもありましたが、これについてどのところが交付金事業の中の単独事業として組合が事業をしてきたのかお示しをいただければと思いますが、お願いいたします。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 交付金の対象内事業、対象外事業ということで、以前にもご質問いただいておりますけれども、交付金の対象でない事業を行っているわけではございません。循環型社会形成推進交付金交付取扱要領の第15項に、交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲等は規定されています。以前にも答弁申し上げておりますけれども、契約金額の中で附帯設備工事、エコ小野上処分場ですと太陽光発電設備です。質問にありました浸出水処理施設建設工事、工事監理費の一部ということで以前お答えしていたのですけれども、水処理に直接関係する部分というのが交付の対象となっております。ですので、水処理施設でいいますと、地下の水槽等は交付の対象となっております。上屋につきましては、交付の対象外となっておりますので、当時はその部分について一部というふうな答弁を申し上げたと思います。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 交付対象外が一部にある、でも全体が循環型社会構築のための交付金事業ということでありましたけれども、それでは事業の中身について質問をさせていただきたいと思います。

まず、この中で平成26年7月25日の臨時議会の議会議決がほとんど主な内容だと思うのですが、当初くい打ちの関係で、地盤改良で2.5メートルの幅の羽根のくいが中まで入り切れない、これ905本だったのですが、これが入り切らず、直径を1.6メートルに変更され、1,485本になったという経過があります。これについても当時議会の中で質問が多く議員から出されたと思いますけれども、この辺は設計はどのようになっていたのかお示しをいただきたいと思います。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 平成26年7月25日にご議決いただきました契約につきまして、変更部分で地盤改良工事の変更部分となります。設計段階においては、地中のボーリング調査を行いますけれども、あの当時、最小限、4か所程度行いまして、地中の状況を確認し、深さを設計した状況です。地盤改良機の攪拌機の直径が一番大きいもので2.5メートル、その一番大きいものを使って数を少なく設計するのが一番効率的というふうに考えまして、本数を設計した次第であります。実際には、地中の支持層の深さというのが場所によって大きく動いている部分もありましたので、施工前においてはそれ以上にまた違う場所について、実際に地盤改良を行う部分についてボーリング調査を行いました。その中で、議会でも説明いたしましたけれども、当時たしか20メートルを超えると攪拌機が途中で止まる可能性も出てきたものですから、抵抗の少ない1.6メートル径に替えました。そのことによって本数が増えて、増額変更をお願いしたというふうに記憶しております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 確かにそういう説明が議会でされたと思いますが、その当時はもう既に工事終わっていましたよね。補正予算が出た7月25日にはこの工事はもう、地盤改良ですから、当然その前に完了してはならないもの、それがこの時期になって予算組みがされたのです。本来予算というのは、予算議決を経てから工事に係るのが契約ではないですか。それで、契約したのでしょうか。補正予算の予算契約は6,800万円契約したのではないですか。もうこの時点で既に終わっていたものについて議会に出させた、出した、それ議決をした。通常こういうのあってはならない契約ですけれども、これ確認しますけれども、そういうことでよかったのですか。7月25日に議決した後の工事がいつからいつまでの工事なのかお示してください。管理がきちっとされていたのか。当時吉田事業課長は現場の担当ということでこの事務所にいたわけですから、組合に職員としていたわけですから、全て承知だと思いますので、お願いをいたします。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 変更部分につきましては、確かに平成26年7月25日にご議決をいただいております。工事につきましては、平成25年度、日にちについては記憶がちょっと定かでないのですが、平成25年度、当然それ以前に行っております。地盤改良につきましては、セメント量とか深さとかにもよりますので、工事を行った上での確定値、数量とか金額も出てくる面もございま

す。また、これも大きな増額になってしまったのですけれども、当時議会でも説明いたしました、当日現場に皆さんにおいでいただいて、現場でも説明したのですけれども、増額部分と、あと設計を工夫しまして、減額部分出しまして、増減額を議員の皆さんに説明する中にご議決いただいたというふうに思っております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） やってなければ数値が分からないので、しませんでしたと。議会をなめるのではない。そんなことが通るわけないではないですか。

では、確認します。では、905本と更新された、1.6メートルに変更された、1,485本になりましたよね。これについて、くいの面積で換算してみます。確かに500本から増えています。くいの面積で計算すると2分の1になっている。半分でないですか。2.5メートルの2分の1掛ける半径掛ける半径掛ける3.14と、1.6メートルの2分の1、これを掛ける2分の1掛ける2分の1掛ける3.14、計算してみてください。半分の面積でないですか。どうやってこれできちんと管理がされるというのですか。それで、何で金が増えるのですか。示してくださいよ。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 質問にあるとおり、くいの直径2.5メートルと1.6メートルです。数字的には差があります。地盤改良におきまして、あそこは関東ローム層、粘土層の土です。地盤が悪かったものですから、ちょっと考えてもらうと、船みたいな形の下に地盤改良した分厚い層を造って、その上に建物が乗った形の設計となっております。2.5メートルの直径の円を点でつなげていきますと、空隙部が大分大きくなっていくので、ラップしてくいは打っていつているのです。1.6メートル、当然直径小さくなりますから、それがここに重なり合いますと空隙部は大分小さくなりますので、単純に直径だけの数量というのは計算できない状況になっています。構造計算を行いまして、適正に設計したものと考えております。よろしくお願ひします。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そうしましたらば、それは2.5メートル掛ける2.5メートル、それは図面もありました。でも、支持層からしても、強度は面積でもたせるものではないのですか。面積が減って何で強度が増すのですか。筒状に入れたセメント量だって減っているではないですか。実際写真で出てきているのは半分の50体でないか。半分しか写真には載っていないではないですか。どうやって管理していたのですか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） エコ小野上処分場ですけれども、質問の地盤改良というのと、あと補強土壁の土の改良を行っているものとございます。セメントの数につきましては、補強土壁のセメント改良のことの写真と勘違いなされているのかもしれないのですけれども、確かに地盤改良につきまして直径の話は出ていますけれども、ちょっと私の説明も不足していたのですけれども、プラス深さの関係があります。支持層までの深さが各くいによって、深さ、単純に言うと高さも変わってきますので、そういったことでそれぞれが地盤改良を行って、必要な深さ、抵抗値のある部分までの工事を行いま

すので、それぞれが深さも変わってきてしまうので、それを精算して金額を算定しているという形でちょっと説明をしていた状況です。よろしくをお願いします。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 答弁になっていないではないですか。私が言ったのは、580本増えても面積が減っているのだから、その辺は強度は面積でもたせるのが普通だ、違うのかと聞いたのですよ。それについては何ら答弁していないではないですか。深さがどうしたこうした、20メートル超えるとして、私は深さのこと聞いていないですよ。それから、地盤改良で砂とセメントを混ぜて改良している、その話私はちゃんと心得ていますよ。その上で今回くいの本数の関係で聞いているのですよ。圧縮して面積が減ったって、面積が減っているのだから、その辺のところ、強度は面積でもたせると私聞いているのです、業者の人に。その部分は答えていないではないですか。答えたのはその場所では面積出せないから、最終的にやった後で修正する、こんなのだったら建て増しして途中でこのところが合わなかったから、それは最終的にやりました。個人で請け負って、家を建ててもらって、この予算でやってくれ、この中でやってくれ、いや、やってみたらここが違ったので、ここは済ませておいたので、後でこの部分やってあるのでお金追加でもらえますかと施主に言って、ああ、分かりました、ではそれだけ出すよって、そんな契約なんか成り立つわけじゃないではないですか。再度答えてください。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 2つ前ぐらいの質問のときに答えているのですけれども、円、2.5メートルの円を重ねていきますと4点で接していると思うのですけれども、そうすると中間に隙間ができると思うのです。2.5メートルの円をそういうつなぎ方をすると隙間が大きくなってしまいますので、設計段階では面をつくるために少しずつラップして、空隙部というのを少なくしているのです。それを1.6メートルを並べていきますと、2.5メートルに比べて空隙部分って当然小さくなっているのです、そこで空隙部の少なさでどれだけもつかという設計を構造設計のほうでして本数を決めています。ちょっと言葉で説明しているのですが、なかなか伝わりづらい部分もあるかと思うのですけれども、そういった構造設計をしています。なおかつ使用している材料については深さも係ってきますので、支持層までの深さが関係しているということでちょっと答弁申し上げております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） この問題ばかりやっているわけにいかないなので、次に行きます。

水の問題でも同じなのです。1,000日分の水を2,030万円、水を使ったとして増やしていました。これ以前も質問しているかと思いますが、当初これはくい打ちに使った水だと言っていたものなのですけれども、それが具合悪くなったら安定処理に使ったと言い出した。またこれはくいに使ったと二転三転したのです。これについて、確認ですけれども、平成26年4月に変更していますよね。これについては、そこで水が必要ならば一緒に設計変更しておけばよかったのに、その時点では水の分の設計は変更していないのです、変更設計書ありますけれども。これは、本来ならばそこに水と一緒に設計するのが当たり前なものをせずに、その後になって2,030万円の水をくれ、これ水増しではないですか。どうですか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

(事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇)

事業課長兼環境クリーンセンター所長(吉田 浩) 質問の散水車を使っていたのは、その前の質問にありました地盤改良、くい打ち機で現場の土とセメントを混ぜてセメントミルクというものを作って地盤改良を行うのですけれども、その水につかっていたものです。散水車といいますが、主に金島駅のところにあります生コン工場の井戸からと、環境クリーンセンターの処理水ですか、それを運んでおりましたので、金額的には主に運搬費となっております。地盤改良の中での増額ということで、その前にも質問ありましたけれども、7月25日の変更契約の中に含まれて増額されております。

議長(石倉一夫議員) 13番。

13番(角田喜和議員) そのことで確認しますが、1,000日分の水、こういうことだったのです。設計書見てください、設計書。設計書、水が1,000日分って変更になっているのです。そうではないでしょう。この水の問題だって、本来ならばあそこ雨が降っていてぐちゃぐちゃになっていて、それで地盤改良しなくてはならないから、セメント混ぜて固めたと言っているのに何で水まくのですか。全然合わないではないですか。どうなのですか。

議長(石倉一夫議員) 事業課長。

(事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇)

事業課長兼環境クリーンセンター所長(吉田 浩) 工期延期した理由の中に、当時台風とか雨が多くて、現場の掘削土、関東ローム層の赤土なのですけれども、随分水分を含んでしまって、それを補強盛土にするためにセメントを混ぜたという工事行いました。今質問にあるのはその前の地盤改良、基礎の下の一般的なくい部分、その部分の工事のことなのです。そこにつきましては、そもそも地中の中にある土に攪拌機を入れてセメントミルクを注入しているので、そこについての含水量というのはあまり関係ありません。ちょっと工事の内容が、別々の工事の内容を一緒に質問されてしまっているのが、角田議員、ちょっと勘違いしている部分があるのではないかと思います。

議長(石倉一夫議員) 13番。

13番(角田喜和議員) この2,030万円の水の問題、勘違いしているのではないかとということで逆に聞かれましたけれども、私はこの問題についても疑義が残っているのです。本来当初予算でしっかりと設計に上げておくべきものが、何で7月の25日になって2,300万円も出ているのですか。それだったら当初にのせておけばいいではないですか。それをしないで、あの当時の状況は説明だけでは分からないからという。だって、本来ないものがのってしまうのですよ、Aの13番、ここに。だから、聞いているのですよ。おかしいではないですか。こんな設計ミス、凡ミス、だってこれだけ全国で何十か所もやっている設計業者が間違はずないよ。そもそもその辺がおかしい。そうだとしたら、こういう設計ミスがあったので申し訳ないという話も、議会でも何の説明もないではないか。質問しなくたってそのぐらいのことはしっかりと説明すべきですよ。それもなし。結果論、やってみたらこうだったから、仕方ないのだ。これは、現に金島からくみ上げたのだから、こういうの付加したとしか言いようがないではないですか。

次へ行きます。みんなこれは7月25日の工事の関係、議会議決の関係で質問しています。足場の建設工事について聞きます。足場については、当初の設計で任意仮設で行いなさいという指示が出されておりました。それに基づいてジョイントベンチャーは、あ、ではどういう仮設方法でもいいのだな、ではこれでや

ろうということで一式で1,333万6,000円、これで入札しているのです。これが変更で幾らになっていますか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） すみません、ちょっと今金額は手元に資料がないのですけれども、2,000万円程度の増額になっていると理解しております。よろしいでしょうか。すみません。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 約2,000万円。これ一式で1,333万6,000円が何と3,275万6,000円に変更になっているのですよ。今事業課長言った約2,000万円。任意仮設の足場が変更できるわけがないではないですか。任意仮設の足場、変更できないよ。何でこんなことがされているのだ。しっかり答弁してください。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 鉄骨工事の建て方の足場です。当時任意仮設ということですが、設計変更ガイドラインに基づきますと、ガイドラインの中では指定と任意の使い分けということで、任意の場合であっても当初積算時の想定と現地の状況が異なることによる変更は行えるというふうになっております。また、当時の状況なのですけれども、以前にも説明しておりますが、変更や台風や大雪の影響で工期延期を議決いただきましたが、当初は平成26年9月30日までの工期でした。それが12月22日まで延期をしたのですけれども、灰の処分につきましては当時安中市の民間処分場に灰を持っていったものですから、工期延期に伴いましてまた灰の処分先の問題が出てきました。そういうことから、被覆施設、灰を置く施設、体育館のような施設の部分、そこだけは何とか9月30日までに建設しようということで、JVのほうでそういった努力もしていただいたのですけれども、その中では足場の建て方についての形をちょっと変更しないと、足場を建てて鉄骨を建てるのが東から西に移動しながら、空いた部分についてはその下の遮水工事だとかというのや、屋根工事なんかが続けて入っていくようなことで足場をちょっと分割したような形に変更したものですから、その部分で増額が生じたというふうに記憶しております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 事業課長、素人だと思ってこんないいかげんな答弁では駄目だよ。任意足場は、どこまでいったって任意仮設なのだよ。変更するのは、それは請け負った業者がどういうふうにしたっていいの。工期に間に合うようにすればいいの。だから、金取っていいなんてどこにも書いていないよ。群馬県に聞いてみるといいよ。群馬県の県土整備部建築課、電話して聞いてみたらどうだい、5分時間やるから。冗談ではないよ。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 任意仮設の変更につきましては、先ほど説明したとおり変更ガイドラインに基づきまして行いまして、当時も議会の中でも説明したように記憶しております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 任意仮設でどんな方法をとってもいいと私言っているのではないですか。だけれども、金は増やせないのだよ。だから、任意仮設なのですよ。特記仕様書あるけれども、金を増やしていいってどこにも書いていないよ。群馬県も任意仮設は変更できるかできないか。変更したっていいのだ。何したっていい。金を増やしていいなんてないよ。だから、任意仮設だったのですよ。これは、どうしたって認めることはできないですよ。特記仕様書にあったって、協議したっていいのですよ。金は出せない。それが任意仮設というものなのですよ。しっかりしてください。どうなのですか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほど工期延期の話を上申しました。平成26年9月30日の工期、平成26年12月22日まで延期しました。工期延期した、天候などでせざるを得なかったのですけれども、その中でも被覆施設だけは早く終わりにしなければならない。ということは、工法等を変更していかななくてはならない部分が生じたということで、任意仮設についての変更が生じたということになります。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 私は、それ聞いているのではない。任意仮設は業者が何してもいいと言っているのだよ。任意仮設で変更して金が取れるかと聞いているのだよ。もう一回言いますよ。任意仮設は、業者がどういう方法を使ってもいいの。金を増額できるのかどうか、それを聞いているのですよ。条例だ、規則だ、特記仕様書にこう書いてある。特記仕様書に金を増やしていいなんて書いていないよ。群馬県に確認しなさいよ。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 変更についての設計変更ガイドラインに基づいて行っております。仮設の使い分けということで、任意の場合であっても当初積算時の想定と現地の状況が異なることについては変更を行うことができるとなっております。天候によって工期延期を行う中で、工事の内容、進め方を変更せざるを得なかったというふうに理解しております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 時間がないので、何回も言わせないでください。金が取れるかと聞いているのだよ。お金を増やしていいかと聞いているの。できるのですしたらできるとちゃんと答えてよ。そうすれば、考えがあるから。できるならできると答えてよ。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 金額変更できるかどうかというのは、任意仮設を指定として……

（「できるかどうか。できるかどうかでいいよ」と呼ぶ者あり）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 当時はできると判断して増額変更をしたところであり
ます。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 当時はできると誰が判断した。誰が判断したのですか、広域組合で。誰かが判断しなければその判断下せないよ、2,000万円も。誰が責任取るのか。もう一回お願いします。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 当時ですけれども、一般的に工事、定例会議を行っております。当時定例会議は2週間に1回行われましたけれども、工事内容につきましては、当時の事務局長、事業課長、課長補佐、工事担当者の私、4名で行って工事内容のずっと打ち合わせをしておりました。その中で、細かい変更内容だとか工程だとか打ち合わせを行っております。変更金額につきましても、最終的には議会に提示してご議決いただいたというふうに理解しております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 最終的に議会議決をもらったのではなくて、誰が任意仮設の増額をいいと言ったのですかと私聞いたのですよ。何回も担当者会議を持っているなんて、そんな経過を聞いているのではない。誰がオーケーを出したの。それを聞いているのですよ。しっかり教えてください。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 工事の起案と、また質問の変更起案につきましても、金額によって決裁区分は違いますけれども、管理者等の決裁を取った上で行っております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 任意仮設については、金額の変更はできません。これも付加しているおかしな問題です。

次に行きます。こういう中で、先ほど小池議員からも質問がありましたけれども、スラグの関係で983台入れたデータが出てきております。983台、これについては佐藤建設工業が入れていないのだから入れていないのだ、こういうふうに皆さんは思っているかもしれないのです。でも、とんでもない勘違いをしているのです。とんでもない勘違いをしている。どんな勘違いかということ、群馬県が発表しているデータの中で、大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業との取引の中に平成24年12月から平成26年1月までは逆有償取引で取引されたと、これ群馬県が認定したのですよ。ましてその時期にぴったり合わせてあって、佐藤建設工業が入れていましたというデータを大同特殊鋼株式会社は群馬県に出したのです。どういうことかといえば、毒の入っているスラグを東吾妻町にある中央混合所、こういうところで混ぜて販売をしていたのですよ、大同特殊鋼株式会社は。その販売を一手に引き受けてやっていたのが佐藤建設工業なのです。県内広しといえどもこの販売ができたというのは佐藤建設工業1社しかいない。その売っていた、取引をしていたそのデータが大同特殊鋼株式会社から出ているのですよ。このデータを今まで出せなかった、おかしなことなのですけれども、このデータを何でこの間こちらから指摘されるまで黙っていたのかお示してください。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） スラグの話になりましたので、まず初めに申し上げておきたいことがあるのですけれども、平成26年に供用開始されたエコ小野上処分場につきましては、建設工事においてスラグ材は一切使用しておりません。また、その下に旧処分場というのがございます。平成5年から平成24年まで焼却灰の埋立を行っていた施設であります。ここにつきましては、過去の議会でも説明しているとおり、場内の搬入道路にぬかるみ対策でスラグ材を、砂利ですか、そういった形で使用したということは皆様にも申し上げているとおりであります。旧処分場で使ったスラグ材を使ったということにつきましては、県の廃棄物リサイクル課へ報告してあります。

それで、質問の983台とかという資料、特別委員会の中でも出ている資料となります。これにつきましては、県の廃棄物リサイクル課が大同特殊鋼株式会社から排出された鉄工スラグに関する廃棄物処理法に基づく調査としまして、平成26年1月から2月にかけて、大同特殊鋼株式会社渋川工場、大同エコメット株式会社、株式会社佐藤建設工業に立入調査を行いました。また、この3社へは平成26年から平成27年にかけて報告の徴取というのを行いました。質問の資料につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合発注工事一覧、報告者は大同特殊鋼株式会社となっておりますので、その3社から提出された資料となっております。この作成についても組合は一切関与しておりませんので、当然その書類があることも知りませんでした、組合としては、なぜ今知っているかといいますと、裁判の資料として出されていますし、今は特別委員会の中でも資料出されていますから、その資料の内容については見て知っております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） スラグはエコ小野上処分場に入っていません。いいですか。では、なぜ納品伝票をRCからバージンに変更させたのか。これについては、佐藤建設工業が、もう裁判終わっていますから、明らかにしますけれども、佐藤建設工業の本位田社長が行政から変更してほしい、こう言われたから事務員も使って、1週間から10日かけてかな、1週間以上かけて一生懸命変更した、こう言っているのです。これも誰が変更せよ、書き換えよという指示をしたのか。組合の中でのいるはずですが、どうでしょうか。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） エコ小野上処分場の工事ですけれども、3社JVで当時受注しておりました。発注者は組合です。受注者は3社JVです。佐藤建設工業は、その下にいた業者となります。当然私ども接触することはありません。正直なところ、佐藤建設工業の社長とお会いしたのは3度しかありません。数日前に特別委員会の資料を電話でお願いしたところ、来ていただきました。そこでお話ししました。その前につきましては、証人尋問で、9月27日ですか、前橋地方裁判所の廊下でお会いしてご挨拶しました。その前につきましては、平成26年に当時の市議会議員の方、今はいないのですけれども、その方が佐藤建設工業はあの工事に対応できるほどの採石の生産能力があるか、ないのはいかということを経営に当時の事務局長に申し上げた経緯がございまして、佐藤建設工業の碎石場に、最初会社にお伺いしまして、娘さんに先導していただきまして碎石場に行って、現場で佐藤建設工業の社長にお会いしました。それが初めてで、今まで3度しかお会いしておりません。また、佐藤建設工業の職員とも接触したことはございません。そういったことから、議員の皆様にも申し上げますけれども、私一切そんな

ことは指示はしておりません。9月27日の証人尋問の中でも、何か役所の方とかという発言は出ていたのですけれども、先ほど申し上げたとおり、県の廃棄物リサイクル課から資料を徴取しているときに接触しているのは、県の廃棄物リサイクル課の方なのです。そこに私ども組合は一切関与していませんので、役所の方とか、話がいろいろごちゃごちゃになっているので、民間の方は役所の方と一緒にたに言いますけれども、市の方も組合の方も県の方もいるので、証人尋問で話ししている中でもどの方のことを言っているかもちょっと、私なんかも調書を読んでもよく分からないのです。だから、まず申し上げたいのは、私がそういった指示すること、また私以外の組合の職員がそういった指示することは一切ございません。

会議時間の延長

午後4時52分

議長（石倉一夫議員） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そういった指示をした覚えはないと、広域組合においてそんなことをすることはないし、行き会ったのは数回しかない、群馬県かもしれないというようなことでありましたけれども、群馬県の職員が何でRCをバーজনに変えさせた伝票を提出させる必要があるのですか。全くその辺は、持っている資料、正確なものを、正しいものを出せということしかないはずですよ。繰り返しますけれども、群馬県が発表した中で、先ほど言われましたけれども、平成24年12月から平成26年1月、この逆有償取引が認定されている。だから、その時期に使われていた材料は大同特殊鋼株式会社の管理下にあったのです。その大同特殊鋼株式会社が使いました、入れましたと言っているのだから、入れてある、そう聞いています。実際に983台、こういうものを知らぬと。だって、これは大同特殊鋼株式会社が言っているし、このものがあったというのはほかの職員からも聞いていますから、市の職員からも。

それでは、もう時間もないので、先ほど1期工事には入れていた、グレーチングの近くにあったものは1期工事のもので、それがぬかるみにあったものが転がって出ていったのだと、私にしてみたらばかげた答弁です。舗装になってきれいになって、それも道路を整地している、その中で見に行ったときに、何で地中の中にぬかるみに入れたスラグがあんなにあっちもこっちも浮き出てあの場に転がっているのですか。そんなことはあり得ない話ですよ。1期工事で道路に引いたものが、エコ小野上処分場の道路は上りですから、転がってきてあるのだなんて、とんでもないことですよ。皆さん勘違いしないでください、ここは。どうやってそんなことが起きるのか疑問あります。これについて、過日特別委員会の中で着工前の写真を出してくれということをお願いしたところ、前回写真が出てきました。その写真は、着工前ではなく、もう既に重機が入って土を動かしている写真でした。そのところは、関東ローム層の黒土が見えておりました。ちょうど境界ですから、グレーチングが今ある下、約4メートル下がその場所ですけれども、

そこはスラグが入るそんな余地は全くない、ただの黒土でした。こういう中で、もう一度聞きます。1期工事で舗装されて、もう下の土も見えない中で、どうすればあれだけの数のスラグが転がり出てあそこにあるのですか。お願いします。

議長（石倉一夫議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 写真の話が出たのですけれども、前回の特別委員会の中で提出した写真ですけれども、その説明は前回の特別委員会でできなくて終わってしまっていたので、そういった質問になってしまうかと思うのですけれども、境界近くの写真というのは、あれをつけた理由は、既存の当時のフェンスの位置をちょっと説明しようかと思ってつけました。あと重機が写っているのは、当時旧処分場の埋立を行っていた黄色い重機がいて、そちら側でないと現場の全景写真が撮れなかったなので、その写真に重機が写っている。旧処分場の埋立を行っていた重機が写っているのだと思います。

それと、先ほどの質問の中で、1期工事で舗装されていたということなのですが、1期工事というか、旧処分場のときには舗装されていません。土のままの道路で、今のエコ小野上処分場のほうに覆土を取りに行くトラックが往復していた場所となっております。当然砂利を敷くとトラックの重さでどんどん沈んでいったりしますから、地中の中に埋め込まれたような状態であったと思います。また、碎石を敷くには敷き慣らしもしますから、少し周りに散らばったりもします。旧と新処分場の境目ぐらいの高低差というのは、あまり当時と変わっていない高低差のところなので、そういった当時旧のところに使っていたスラグ材などが浅いところに出てしまう状況だと思っております。

議長（石倉一夫議員） 13番。

13番（角田喜和議員） もう時間になります。広域組合から出されている株式会社日本環境工学設計事務所が作成した建築工事特記仕様書があります。その中に、路盤材を採石クラッシャーランRC40を使いなさい、クラッシャーラン鉄鋼スラグCS40を使いなさい、クラッシャーランC40を使いなさい、設計書にも載っているではないですか。ちゃんと載っていますよ、使うって。設計書どおり使われたのではないのでしょうか。まだ時間がありますけれども、このことを指摘して質問を終わりますが、高木市長に最後こういった、今私が質問した内容がありますので、早急に現地へ行って調査をできればと考えておりますが、再度、高木市長と言いましたが、管理者である高木管理者にそのことを確認の意味で質問させていただき、終わりにいたします。短時間ですが、お願いします。

議長（石倉一夫議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 契約関係の問題につきましても、そしてただいまのスラグの問題につきましても、事実をしっかりと確認をして、そして皆さんに疑念、疑いを持たれないようにする責任があると思っております。特に契約関係については、かつて工事の最後に精算をするような形を取っておった時代もありましたけれども、しっかりとその範囲で契約変更の事実が出たところで契約変更すべきだと思っております。

議長（石倉一夫議員） 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了いたします。

閉 議

午後5時

議長（石倉一夫議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（石倉一夫議員） 管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今期定例会におきまして、活発なご議論と慎重ご審議の上、令和2年度一般会計予算を初めとした各議案についてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。決定されました議案の執行に当たりましては、厳正、公正に努めてまいる所存であります。昨今厳しい財政状況が続いておりますが、広域組合といたしましても、事業を推進するに当たり、より健全な財政運営を心がけ、誠実に取り組んでまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、時節柄ご自愛いただきますとともに、広域圏のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉 会

議長（石倉一夫議員） これをもって令和2年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後5時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 石 倉 一 夫

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 平 形 薫

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 安 力 川 信 之

議 員 全 員 協 議 会

(2月14日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
散 会	5

令和2年2月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和2年2月14日（金曜日）

出席議員（15人）

1番	山内崇仁	議員	2番	細谷浩	議員
3番	小山久利	議員	4番	田邊寛治	議員
5番	平形薫	議員	6番	山畑祐男	議員
7番	山口宗一	議員	8番	南千晴	議員
9番	安力川信之	議員	10番	中澤広行	議員
11番	茂木弘伸	議員	12番	望月昭治	議員
13番	角田喜和	議員	14番	小池春雄	議員
15番	石倉一夫	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	会計管理者	遠藤成宏
監査委員	中澤康光	監査委員局長	灰田幸治
事務局長	藤岡孝広	消防長	福田浩明
消防本部長 総務本課長	石坂勝義	消防本部長 消防予備課長	星野光一
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 環境センター長	吉田浩
清掃センター長	永井茂久	消防本部長 警防課長	角田泰紀
消防署長	山田知巳	総務課長 企画財政係長	石田徹
事業課施設係長	横手和敏	消防本部長 総務課庶務係長	原澤武志

事務局職員出席者

書記長	大 畠 重 喜	書記	入 澤 仁
書記	町 田 直 哉	書記	加 藤 茉 規

開 会

午後5時02分

議長（石倉一夫議員） 引き続きまして議員全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

本日の議事は、報告事項、(1)、消防庁舎建設等事業についてであります。

管 理 者 挨 拶

議長（石倉一夫議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申し出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 本日は、2月組合議会定例会でお疲れのところ、議員全員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日はご報告いたしますものは、消防庁舎建設等事業についてであります。よろしくお願いたします。

報 告 事 項

議長（石倉一夫議員） 報告事項の説明を求めます。

福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 消防庁舎建設等事業についてご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。初めに、1、経過と方針でございますが、渋川広域消防本部の庁舎は、本部本署が建築後51年、西分署が47年、南分署が46年、東分署が45年及び北分署が44年経過しており、老朽化が進むとともに、圏域住民の居住地の変化、救急需要の動向など多くの課題を抱える状況にあります。また、消防需要においては、救急件数が平成30年に過去最高を記録し、昨年も5,600件を超える出動となっているほか、国内において広域的な災害が毎年発生しており、消防体制のさらなる強化が求められております。このような状況の変化と消防需要に対応するため、災害活動の拠点となる消防庁舎の建設は当広域組合の重要課題であり、新庁舎の建設が必要不可欠となっております。なお、平成30年度より消防署南分署を皮切りに整備が始まっております。

次に、2、建設計画についてですが、建築物の地震に対する安全性を判定するため耐震診断を実施し、その結果に基づき建設順位を定め、平成30年度から令和13年度の14か年で消防庁舎を整備する計画であります。

ます。

次に、3、各庁舎の建設について。(1)、消防庁舎南分署から説明をいたします。建設予定地につきましては、榛東村大字山子田字十日市地内で、平成30年度に用地を取得いたしました。用地面積は1,571.11平方メートルであります。現在の進捗状況と今後の予定でございますが、令和元年度、今年度でございますが、設計業務委託を実施しております。令和2年度から建設工事に着手し、令和4年度、供用開始で進めております。なお、令和2年度の当初予算に庁舎建設費用が計上されておりましたが、現在設計業務委託を実施中のため、補正予算で対応したいと考えております。

次に、(2)、消防署東分署について説明いたします。建設予定地につきましては、現在地の渋川市赤城町大字上三原田地内で建て替えを考えております。そのため消防機能を維持しながらの建設となることから、隣地であります民有地の農地を分筆して約850平方メートル購入いたします。なお、敷地面積は現在借用しています渋川市所有地と合わせて約2,290平方メートルになります。建設計画につきましては、令和2年度、用地取得、基本設計、令和3年度、実施設計を計画しております。2ページをお願いいたします。令和4年度から建設工事、令和6年度、供用開始で計画をしております。

3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、用地に関する情報及び購入予定地の位置図でございます。実線で囲んだ部分は、現在の東分署敷地を明記しております。点線で囲んだ部分は、購入予定地でございます。

次に、(3)、消防署西分署について説明をいたします。2ページにお戻りください。建設候補地は、伊香保中学校南東の渋川市所有地であります。今後渋川市と協議をし、決定していきたいと考えております。建設計画につきましては、令和3年度、用地取得、基本設計、令和4年度、実施設計、令和5年度から建設工事を行い、令和7年度、供用開始でございます。

4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、消防署西分署建設候補地の位置図でございます。消防署西分署建設候補地は、資料の上部で黒塗りした位置になります。

(4)、消防署北分署についてご説明いたします。2ページにお戻りください。建設計画地は決定していませんが、建設計画は記載のとおりでございます。令和9年度、供用開始に向けた計画でございます。

最後に、(5)、消防本部・消防署本署についてご説明いたします。建設計画地は決定していませんが、建設計画は記載のとおり令和8年度から事業を開始し、令和13年度、供用開始に向けた計画でございます。

なお、この建設計画は用地取得の状況等により変更になる場合がございます。

5ページをお願いいたします。5ページにつきましては、消防庁舎建設等スケジュール一覧表になりますので、ご確認をお願いいたしまして、詳細説明につきましては省略させていただきます。

以上で消防庁舎建設等事業についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（石倉一夫議員） 説明が終わりました。

ただいまの説明でご質疑がありましたら1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。質疑ございませんか。

14番、小池議員。

14番（小池春雄議員） 実際に令和2年から令和12年の10年の間で、5つですか、5つ計画をされておまして、おおよその金額というのはどのくらいになって、あとは交付税が見込まれる部分というのは何割、

何%ぐらいなのかをお聞きします。

議長（石倉一夫議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） おおよその事業費なのですが、各分署については多少数字が前後するのですが、4億円強、4億3,000万円前後ぐらいになるかと思えます。ただ、今年度実施設計を依頼しておりますので、そういった数字の部分については今後確定していきたいと考えております。

それから、建設の事業費の財源の関係でございますけれども、用地購入費については一般財源を予定しております。それから、建設工事については、耐震診断の結果、I s値が0.6未満であった庁舎については、地方債で充当率90%、交付税措置率50%の防災対策事業債等、活用できるものを活用して検討していきたいと考えております。

議長（石倉一夫議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 令和2年から令和12年まで4つ計画をされておりますけれどもという話なのですが、これがおおよそどのぐらいかかりますかという、令和2年度ではなくて、いやだって消防本部のやつとは多分全然違うでしょう。

議長（石倉一夫議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 改めて説明をさせていただきます。

これから全体の消防庁舎の建設事業を説明させていただいて、全体の全ての総工費ということでよろしいかなと思うのですが、これについては目安となる係数等を計算いたしまして、全体で34億円の経費を積算しております。

議長（石倉一夫議員） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石倉一夫議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告事項を終わります。

散 会

議長（石倉一夫議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時17分